

# ちづえだより vol.27

News from Hatsutani Chizue

Hatsutani Chizue : A member of Mobera City Assembly

平成 29 年 1 月第 2 版発行

はつたにちづえ後援会

茂原市高師 266-57

TEL&FAX: 0475-23-4003

<http://www.chizue.jp>

E-mail: hatutani@chizue.jp

## 保育料金の軽減を要望！

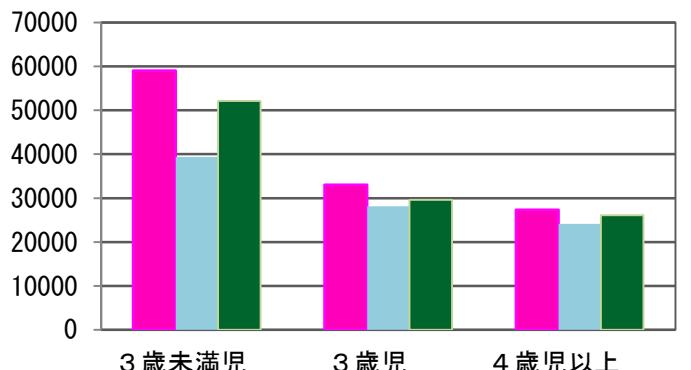
市の保育所の保育料金は、3歳未満児で  
県内 37 市中、6 番目に高い方に位置し  
長生都市内では最高



12 月議会にて一般質問

現在、茂原市内の子育て世代の方から、茂原市の公立保育所の保育料金が高いという声が寄せられています。そういった子育て世代の方の声を受け、12月議会で県内 37 市と長生都市内の保育料金の現状を質問し、軽減の要望をしました。まず、茂原市で一番利用人数の多い所得階層での保育料金の県内 37 市における現状を問い合わせ、3歳未満児では 59,000 円で県内 6 番目、3歳児では 33,000 円で県内 7 番目、4歳児以上では 27,300 円で県内 11 番目と、高い方の上位に位置している事がわかりました。県内 37 市の平均と比較すると標準保育において、年間に 3歳未満児は 82,008 円、3歳児は 40,908 円、4歳児以上は 14,136 円程高いこととなります。

茂原市の保育料金は市民税の所得割に応じて、階層区分は A・B・C1・C2・D1~D8 と 12 階層に分かれており、一番利用者の多い所得階層である住民税所得割額 20 万円の階層は D7 となります。現在、県内各市の平均よ



り高い階層は 12 階層のうち 10 階層あり、全体の 880 人に対して 751 人と 85.3% の割合の利用者が県内平均より高く負担していることとなります。

さらに、長生郡の 6 町村の保育料金との比較ではどうでしょうか。保育所利用者の中でも 3歳未満児の保育料金が高く設定されており、3歳未満児に限定して比較しますと、茂原市は 1ヶ月 59,000 円と茂原市が一番高く、長生都市内の平均より 19,658 円ほど高いことがわかり、年間 235,896 円も高く支払っていることとなります。特に長南町は 28,000 円ですので、茂原市は倍以上となります。また、保育料金を県内平均値まで下げた場合、影響額は平成 28 年度の入所状況での試算では約 4,200 万円の減収となると見込まれています。(裏面へつづく)

市民税所得割額 20 万円の世帯	
7 市町村	3 歳未満児
茂原市	59,000
一宮町	33,800
睦沢町	43,700
白子町	38,200
長柄町	40,000
長南町	28,000
長生村	32,700
長生都市平均	39,342
県平均	52,166

■ 茂原市  
■ 長生都市平均  
■ 県平均

はつたにちづえ

## 特集：平成28年12月議会から

平成27年、「茂原市総合戦略」を策定するにあたって実施した市民意識調査においても、市民が理想とする2.35人を産めない理由をみると「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が68.5%と圧倒的に多くなつており、期待している子育て支援策では「保育所や幼稚園にかかる費用負担の軽減」が66.4%と最も多く、子育て世代の経済的負担の軽減の要望の高さが伺えます。市当局は「限られた財源の中では他の事業との調整も必要となる事から、財政状況を勘案しながら検討して行きたい」としていますが、早急に保育料の軽減を図り、子育て世代の経済的負担の軽減を図るべきと考えます。

(詳細は私のホームページをご覧下さい。 <http://www.chizue.jp>)

### ● ファミリー・サポートセンターの設置について

Q：ファミリー・サポートセンターの設置は平成29年度からと伺っているが、現時点で設置に向けた取り組みはどの程度、進んでいるのか。また、運営形態等の参考としている自治体は何処なのか伺う。さらに平成29年4月から提供会員と利用会員とのマッチング作業は開始できるのか。

A：本事業は委託を想定しており、業務の仕様等について準備を進めている。本事業を開始するには、提供会員と利用会員のマッチング業務を行う「アドバイザー」の育成や提供会員と利用会員の確保と登録、また、事前研修などの準備が必要だと考えており、平成29年度当初からマッチング作業は難しいと考え、平成29年度内の出来るだけ早い時期に開始できるよう事務を進めたいと考えている。

### ● 産前産後サポートセンターの充実について

Q：助産師による個別相談は1回の相談で解決できる相談者ばかりではないと思うが、継続的に支援が必要な方への支援はどのように行われているのか伺う。

A：相談は1回で終了することは少なく、多くの方が継続支援となり、助産師相談の他、妊産婦訪問や乳幼児訪問、電話による支援、必要な方には医療機関への同行受診を行うなど、切れ目のない支援を行っている。



### ● 子育て応援企業の認定制度の構築について

Q：「子育て応援企業の認定制度」を構築し企業の子育て施策を促進し、社会全体で子育てしやすいまちづくりを積極的に進めるべきであると思うが見解を伺う。

A：「子育て応援企業の認定制度」構築については、茂原市総合戦略の「仕事と子育ての両立を応援する企業の奨励」の中に位置づけられている。今後、認定基準及び実施要綱などの制定に向けて検討していく。

### ● 企業版ふるさと納税について

Q：平成28年度税制改正において、企業に自治体への寄付を促す「地方創生応援税制」、いわゆる「企業版ふるさと納税」が創設された。この制度の活用の見解を伺う。

A：「企業版ふるさと納税」は、「茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画として、内閣府の認定を受けた事業に対して本社が茂原市内にない企業が寄付を行った場合、税額控除が約3割から約6割となり、税負担の軽減効果が2倍になるものである。市内にも東京に本社がある企業があるので、是非、積極的にアプローチして行きたい。

### ● 手話言語条例の制定について

Q：手話の普及を進めるため、「手話言語条例」を制定する自治体が相次いでおり、千葉県も平成28年6月に「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が制定された。茂原市での条例制定の見解は？

A：国連の「障害者の権利に関する条約」では“手話は言語である”と明記され、国内では「障害者基本法」の改正により、“言語に手話が含む”ということが明記された。しかし、手話が言語として活用されるための具体的な施策は何も定められておらず、「(仮称) 手話言語法」の制定についても不明確である。条例制定の地方自治体も徐々に出てきているが、県内では習志野市1市ののみである状況から、国や他市町村の動向を注視して参りたい。

## はつたにちづえ公式サイト

「ちづえだより」で伝えきれない情報はこちらに掲載しています。

アドレスは <http://www.chizue.jp> です。 「はつたにちづえ」で検索できます。

ご意見は E-mail : [hatutani@chizue.jp](mailto:hatutani@chizue.jp) まで